

## 第6部 発災前の防災対応

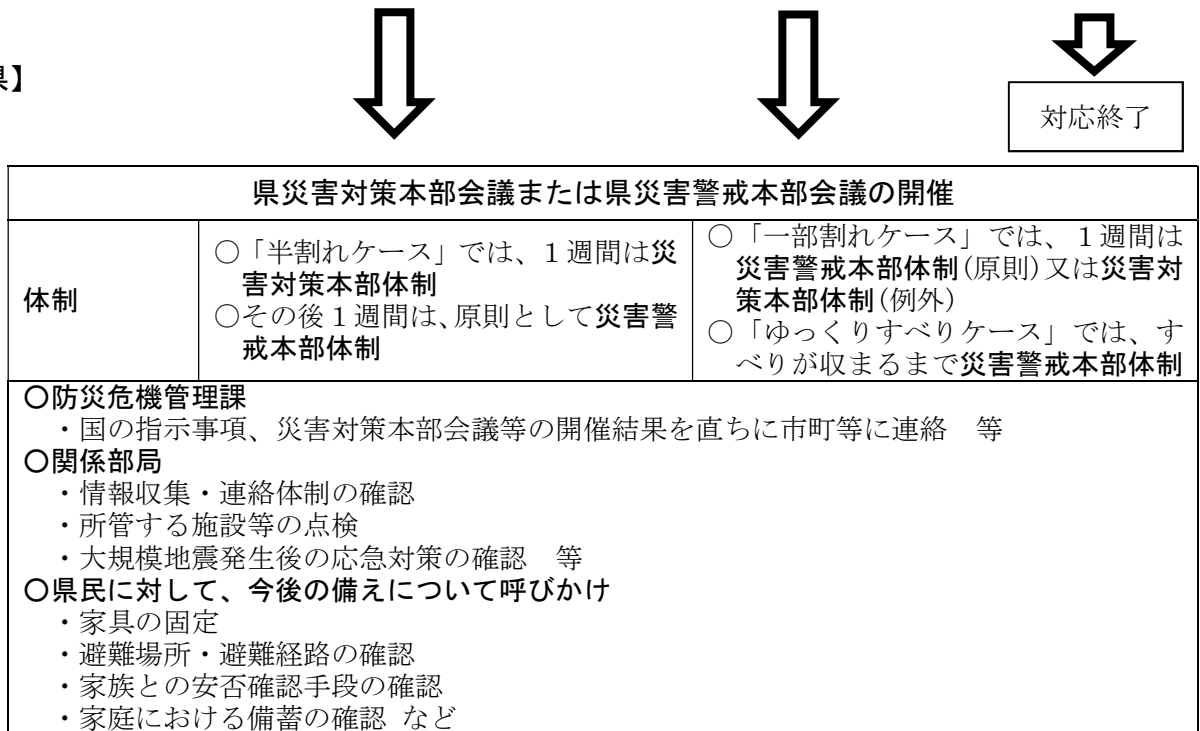
### 6.1 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、その情報の内容に応じて次の通り対応することとしている。

【国】

現象発生	① 想定震源域またはその周辺で、M6.8以上の地震が発生 ② 通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性 ③ その他、プレート境界の固着状態が変化した可能性		
5～30分	南海トラフ地震臨時情報（調査中）		
最短2時間	半割れの場合  臨時情報 （巨大地震 <b>警戒</b> ）	一部割れまたは ゆっくりすべりの場合  臨時情報 （巨大地震 <b>注意</b> ）	臨時情報 （調査終了）

【県】



【市町・住民】

1週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後発地震発生で避難完了できない住民及び要配慮者は事前避難</li> <li>・地震の備えの再確認</li> <li>・自主避難 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の備えの再確認 等※</li> </ul>
2週間目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の備え再確認 等</li> </ul>	—
2週間以降	—	—

## 6.2 風水害に関する気象情報等の発表時の防災対応

県は、風水害に関する気象情報が発表された場合は、その情報の内容に応じて次の通り対応することとしている。

	設置基準	参集基準	配備基準
警戒体制又は警戒準備体制	①県内に大雪に対する一層の警戒を呼びかける情報が発表されたとき	①県民環境部防災局職員 ②地方局総務県民課職員 ③関係課職員	同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
災害警戒本部	①県内に気象業務法第 13 条第 1 項に基づく警報が発表されたとき（波浪、大雪、高潮警報を除く） ②その他知事が必要と判断するとき	初期の情報収集活動を実施するために必要な人員	同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
災害対策本部	①県内に気象業務法第 13 条第 2 項に基づく特別警報が発表されたとき ②相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③その他知事が必要と判断するとき	大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員	同左